

鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針（素案）

（令和〇年〇月〇日決定）

1 緑の基本計画見直しの趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画として、平成8年に策定、平成13年に一部改訂、平成18年、平成23年に全面改訂し、これまで「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「市民との連携の推進」に係る多くの施策展開と、その取り組みにより、着実な成果をあげてきました。

この間、緑を取り巻く状況の変化として、気候変動時代における持続可能な世界の実現に向けた様々な取組み、法改正による緑地保全や創出のための制度の創設などがありました。また、本市においては、令和元年9月に発生した台風15号により多くの緑地で倒木や崖崩れが発生し、適切な維持管理の重要性について改めて認識することとなりました。

この状況への対応に加えて、定期的な計画の見直し時期を迎えたことから、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画の見直しを行います。

2 見直しの基本方針

(1) 基本の方針の継承

実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本の方針は、引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえ、充実を図ります。

(2) 緑政上の課題の解決

温暖化対策・生物多様性等の環境問題、維持管理、財政的観点、利活用、行政や管理の担い手との役割分担等の様々な課題に対して、緑の多機能性を発揮させ、持続可能な施策展開の方向性を検討します。

(3) 計画の実現性の向上

関係する法制度の改正状況などに留意して、本市の緑の基本計画の高い専門性と先進性を維持しつつ、市民、土地所有者、関係機関等の理解と協力を得るためにも、より具体的な施策の方向性を検討します。

(4) グリーン・マネジメントの更なる実践

歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・整備・管理、地球環境問題の解決に向けた鎌倉市の姿勢や具体的な取り組みなど、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方の更なる実践を進め、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討します。

(5) わかりやすい計画の提示

市民や事業者などに対して本市の緑行政への理解と協力を求めるため、本計画に係る全ての者が事業の方向性及び目標を共有できるよう、視覚的にもわかりやすい計画を作成します。

3 スケジュール等

見直しの状況は広く市民に公開し、市民からの意見を適切に聴くことのできる体制で行います。

また、見直しの進捗に合わせて、緑の基本計画改訂のあり方を適切な時期に示した上で、令和3年の見直し完了をめざします。